

## さいたま市告示第1872号

### 市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定したので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区、北区、見沼区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、南区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月22日

さいたま市長 清水勇人

### 道路の種類 市道

整理番号	路線名	起点終点	重要な経過地
1	D 第 6 9 4 号線	さいたま市南区曲本三丁目 392 番 4 地先 さいたま市南区曲本三丁目 392 番 3 地先	
2	J 第 5 0 3 号線	さいたま市緑区大字三室字西宿 1207 番 4 地先 さいたま市緑区大字三室字西宿 1284 番 7 地先	
3	L 第 1 3 8 1 号線	さいたま市緑区大字三室字西宿 1285 番 2 地先 さいたま市緑区大字三室字南宿 1613 番 2 地先	
4	L 第 1 3 8 2 号線	さいたま市緑区大字三室字東宿 2048 番 6 地先 さいたま市緑区大字三室字東宿 2048 番 31 地先	
5	L 第 1 3 8 3 号線	さいたま市緑区大字三室字東宿 2048 番 10 地先 さいたま市緑区大字三室字東宿 2048 番 37 地先	
6	L 第 1 3 8 4 号線	さいたま市緑区大字中尾字不動谷 427 番 4 地先 さいたま市緑区大字中尾字不動谷 427 番 4 地先	
7	O 第 3 7 9 号線	さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2175 番 4 地先 さいたま市緑区大字南部領辻字葭山 3826 番 1 地先	
8	O 第 3 8 0 号線	さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2096 番 7 地先 さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2114 番 1 地先	
9	O 第 3 8 1 号線	さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2363 番 1 地先 さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2374 番 2 地先	
10	O 第 3 8 2 号線	さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2370 番 1 地先 さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2360 番地先	
11	1 2 9 6 9 号線	さいたま市見沼区堀崎町 543 番 3 地先 さいたま市見沼区堀崎町 543 番 20 地先	
12	3 2 9 7 8 号線	さいたま市北区別所町 56 番 27 地先 さいたま市北区別所町 56 番 21 地先	

1 3	4 1 7 2 0 号 線	さいたま市西区大字飯田新田字中丸 614 番 6 地先 さいたま市西区大字飯田新田字中丸 614 番 10 地先	
1 4	4 5 1 1 号 線	さいたま市岩槻区本町四丁目 198 番 10 地先 さいたま市岩槻区本町四丁目 198 番 16 地先	